

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第13条）

第3章 浜松市人権施策推進審議会（第14条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

世界人権宣言においては、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとし、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有するとしています。また、日本国憲法においても、全て国民は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

しかしながら、現在もなお人種、国籍、民族、出身、年齢、性別その他の事由による差別が存在しています。また、国際化の進展、経済格差の広がりなど社会が変化する中で、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいます。こうした差別は、人としての尊厳を深く傷つける行為であるとともに、更なる差別を助長するものであり、決して看過することはできません。

私たちは、これまでも多文化共生社会の実現や多様性を認め合う社会の実現に取り組んできましたが、あらゆる差別を許さないとの認識の下、これらの取組を更に推し進め、社会的障壁をなくすことにより、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会を実現するため、努力を続けていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もって一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、学歴、容姿、障がい、疾病等人の持つ特徴や特性に違いがあることをいう。

(2) 性的指向 恋愛感情又は性的関心が同性に向かう同性愛、異性に向かう異性愛、男女両方に向かう両性愛などの指向をいう。

(3) 性自認 自分は女性である、男性である、その両方である、中間である又はどちらでもないといった、自身の性別についての一貫した、安定的で持続的な認識及び経験をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人が一人一人の人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、差別がされないことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくりを推進する施策、差別を解消するための施策その他の人権に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、一人一人の人権を尊重するとともに、多様性に関する理解を深め、市の実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、差別の解消に取り組むよう努めなければならない。

(国籍等による差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、国籍、民族等の違い及びその文化的違いを理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、前2条に定めるもののほか、多様性を認めないことを理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(情報の取扱い)

第9条 何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意しなければならない。

2 何人も、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、表明を強制し、若しくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはならない。

(教育及び啓発)

第10条 市は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりに

関して市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

第2章 基本的施策

(浜松市人権施策推進計画)

第11条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市人権施策推進計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

第3章 浜松市人権施策推進審議会

(設置)

第14条 市は、人権施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

(1) 計画の策定及び変更並びに実施状況に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関すること。

(委員)

第16条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、人権又は多様性に関する知識又は経験を有する者その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(浜松市人権施策推進審議会条例の廃止)

2 浜松市人権施策推進審議会条例(平成20年浜松市条例第33号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に浜松市パブリック・コメント制度実施要綱(平成15年浜松市告示第156号)の規定による市民の意見聴取及び前項の規定による廃止前の浜松市人権施策推進審議会条例第1条に規定する浜松市人権施策推進審議会(以下「旧審議会」という。)の意見聴取を経て策定し、公表された計画(施行日以後の期間に係るものに限る。)は、施行日において、第11条第1項から第3項までの規定により策定し、公表された計画とみなす。

4 施行日の前日に旧審議会の委員の職にあった者は、施行日において、第16条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

5 施行日から令和8年3月31日までの間に委嘱される審議会の委員の任期は、第16条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

6 施行日の前日に旧審議会の会長の職にあった者は、第17条第1項の規定にかかわらず、審議会の会長とみなす。

(見直し)

7 市は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。